

## 電話 de 詐欺対策啓発用DVDの貸出しに関する基準

(趣旨)

第1条 この基準は、市民等が電話 de 詐欺の被害に遭わないよう広く周知するために、市民等に対して市が保有する電話 de 詐欺対策啓発用DVDを貸出すことに関し必要な事項を定めるものとする。

(貸出しを受けることができる者)

第2条 電話 de 詐欺対策啓発用DVDの貸出しを受けることができる者は、市川市に在住、在勤若しくは在学する者又は市長が特に必要があると認めた者とする。

(貸出窓口)

第3条 電話 de 詐欺対策啓発用DVDの貸出しを行う窓口（以下「貸出窓口」という。）は、市民部市民安全課とする。

(貸出時間)

第4条 電話 de 詐欺対策啓発用DVDの貸出しを行う時間（以下「貸出時間」という。）は、土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除く午前8時45分から午後5時15分までとする。

(費用の負担)

第5条 電話 de 詐欺対策啓発用DVDは、無償で貸出すものとする。

(貸出期間)

第6条 貸出しの期間は2週間以内とする。ただし市長が特に必要があると認めるときはこの限りではない。

(貸出手続)

第7条 電話 de 詐欺対策啓発用DVDの貸出しを受けようとする者は、市川市電話 de 詐欺対策啓発用DVD貸出申込書（様式第1号）により、市長に申し込まなければならない。

2 市長が特に必要と認めるときは、郵送による貸出を受けることができる。

3 第1項の申込書の提出にあたっては、第2条に規定する貸出しを受けることができる者であることを証する書類を提示するものとする。また、第2項による場合は当該書類の写しを添えて申し込まなければならない。

4 電話 de 詐欺対策啓発用DVDの貸出に必要な費用は、借受人が負担するものとする。

(注意義務)

第8条 借受人は、電話 de 詐欺対策啓発用DVDを善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

(報告義務)

第9条 借受人は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにその旨を市長に報告しなければならない。

(1)電話 de 詐欺対策啓発用DVDの動作に不具合があったとき。

(2)電話 de 詐欺対策啓発用DVDを壊し、又は失わせたとき。

(目的外使用等の禁止)

第10条 借受人は、電話 de 詐欺対策啓発用DVDを、電話 de 詐欺対策の啓発以外に使用し、又は転貸してはならない。

2 借受人は、電話 de 詐欺対策啓発用DVDを営利目的で使用してはならない。

3 借受人は、電話 de 詐欺対策啓発用DVDを複製してはならない。

(貸出しの解除等)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに電話 de 詐欺対策啓発用DVDの貸出しを解除し、借受人に対し、電話 de 詐欺対策啓発用DVDの返還を請求することができる。

(1)借受人が第2条に規定する要件を満たさなくなったとき。

(2)借受人が前3条の規定に違反したとき。

(3)その他市長が特に必要があると認めるとき。

2 前項の規定により返還の請求を受けた借受人は、直ちに電話 de 詐欺対策啓発用DVDを返還しなければならない。

(返還)

第12条 借受人は、市長から承諾を受けた貸出時間内に、貸出窓口において電話 de 詐欺対策啓発用DVDを返還しなければならない。

ただし、市長が特に必要があると認めるときは、郵送による返還を認める。

2 電話 de 詐欺対策啓発用DVDの返還に必要な費用は、借受人が負担するものとする。

(補則)

第13条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この基準は、平成28年11月4日から適用する。